

宋代配役考

川村康

はじめに

- 一 配役不執行説の検討
- 二 慶元勅令格式の配役関係規定
- 三 配役執行事例の分析

おわりに

はじめに

建隆四年（九六三）折杖法（『宋刑統』卷一、名例律、五刑）の流刑の部分

流刑。加役流は脊杖二十を決し、配役三年。流三千里は脊杖二十を決し、配役一年。流二千五百里は脊杖十八を決し、配役一年。流二千里は脊杖十七を決し、配役一年。

によれば、唐律的五刑のうちの流刑三等は脊杖（背部への杖打）十七ないし二十と配役⁽¹⁾一年、加役流は脊杖二十

宋代配役考

論 説

二七四

と配役三年に代替して執行される。これにより宋代では流刑は追放刑としての実質を失つたが、附加的な労役である居作は配役と名を変えて制度的には存置された。しかし、配役が現実に執行されていた刑罰であるか否かという点に関しての実証がほとんどなされぬまま、配役執行の現実性を否定的に捉える滋賀秀三氏の見解⁽³⁾——本稿では配役不執行説と称する——が通説となっていた。ところが近年、配役不執行説の根拠史料の検討と配役の執行を示す史料の提示を通じて、配役執行の現実性を肯定する辻正博氏の論考⁽⁴⁾——本稿では配役執行説と称する——が発表された。筆者はかつて配役不執行説に従つていたが、辻氏の論考に対する書評を行うに際して見直しの必要を痛感した。

配役は、五刑の一刑種である流刑の折杖法による執行刑の一部である以上、宋代の主刑を構成する刑罰のひとつである。宋代刑罰の体系的理義のためには、配役に関する問題についても無関心でいるわけにはいかない。本稿はこのような問題意識のもとに、南宋を中心として、宋代における配役のありかたを再検討しようとするものである。

一 配役不執行説の検討

滋賀氏によつて主張された配役不執行説の論拠は、辻氏のまとめによれば「(一)宋代の勅には律の流刑を編配に読み替えることを定めた箇条が少くないこと、(二)流犯が編配に処される場合には居作を免除すると規定した条文が存在すること、(三)宋代人士の言に居作のことを昔のことと言ひなす口吻が見られること」の三点である。行論の都合上、(三)(二)(一)の順で検討を加える。

配役不執行説の第三の論拠、すなわち「宋代人士の言に、「古の居作之法を復さん」と請い、配役なる語を「今之所謂配に非ず、古の所謂徒役これなり」と説明するなど……、居作を昔のことと言ひなす口吻が見られる」ことの史料的根拠は、『宋史』卷二〇一、刑法志三、熙寧三年（一〇七〇）の「刑名の未だ安からざる者五」と題する中書の上書の第二項

其の一。徒流折杖の法。禁網密を加え、良民は偶々抵冒することあれば、肌体を傷うを致し、終身の辱と為るも、愚頑の徒は、一時創つき痛むと雖も、終に愧恥することなし。若し情理軽き者をして古の居作の法に復し、赦に遇えば月日を第減せしむれば、良善の者をして改過自新するを知らしめ、凶頑の者は拘繫する所あらん。

ならびに『文献通考』卷一六八、刑考七、徒流〔配役〕、淳熙二年（一一八四）

校書郎羅点言えらく。比年以来、在る所の流配人甚だ衆し。……既にして刑部・大理寺奏言すらく。……晋の天福（九三六—四三）、始めて刺配を創る。合に其の二を用うべきも、仍お役して決せず。我が藝祖に逮びて五代の苛を一洗したるも、猶お隋制を以て重しと為す。是に於て悉く易うるに決を以てし、流徒杖笞の法を為り、名のみ存して実は改む。加役流より流二千里に至るまで、其の刑四。竝に脊杖を決し配役すること差あり。所謂配役とは、今之所謂配に非ず、古の所謂徒役是なり。徒三年より徒一年に至るまで、其の刑五あり。竝に脊杖を決すること差ありて、尽く其の徒役の年を免ず。杖一百より六十に至るまで、笞五十より十に至るまで、其の刑各々五。悉く易うるに臀杖を以てして、其の数を減ず。

である。⁽⁹⁾『宋史』刑法志は「折杖法施行により徒刑が労役刑でなくなつたことが惹起した社会問題について」述

論 説

二七六

べたものであるから、ここにおいて一部復活が提言されている「古の居作の法」は「律の徒刑（労役刑）に他なら⁽¹¹⁾」ない。『文献通考』は配軍の改革を求めた刑部・大理寺の奏言が言及した折杖法の概要であり、「所謂配役とは、今の所謂配に非ず、古の所謂徒役是なり」も「折杖法が流刑を読み替えて課する配役が配軍ではなく、律にいう徒役（居作）、つまり有期の労役刑であつたことを説明しているに過ぎない⁽¹²⁾」。このことは、つづく徒刑の読み替えについて述べた部分で「尽く其の徒役の年を免ず」として、「徒役」という語が徒刑の意味で使われていることからも明かである。これらの史料は「折杖法による流刑の読み替えがそのままは適用されなかつたことの根拠とすることはできない⁽¹³⁾」という辻氏の主張は充分に妥当と考えられる。

配役不執行説第二の論拠、すなわち「流犯が編配に処される場合には居作を免除するという一箇条⁽¹⁴⁾」とは、慶

元名例勅①（『事類』卷七五、刑獄門五、編配流役）

諸そ流を犯し応に配せらるべき、及び婦人の流を犯したる者は、並に脊杖貳拾を決し、居作を免ず。餘は本法に依る。

のことである。⁽¹⁵⁾ 辻氏はこれを「律あるいは勅によれば流罪に相当する罪であつても、何らかの理由で配軍刑が科される場合、および女子が流罪を犯した場合には、折杖法による刑の読み替えのうち脊杖二十のみが執行され、居作つまり配役は免除される⁽¹⁶⁾」ことを示す規定であると説明する。「配」という語は唐律においては「流刑および徒刑を執行すること⁽¹⁷⁾」であるが、宋勅においては慶元名例勅②（同前）

諸そ配と称する者は、刺面す。軍名を指定せざる者は、牢城に配す。本城と称する者は、諸軍の住営、諸色人の住家の所を謂う（「本州に牢城・本城なければ、即ち鄰州の牢城或は本城に配す」）。其れ兵級の已に廂軍に

係る者は、牢城に配す。已に牢城に係りて応に本州若くは本城に配すべき者は、本州或は鄰州の重役に配す。

重役なれば、即ち鄰州の牢城に配す「應に鄰州或は伍伯里の本城に配すべき者は、此に准ず」。

に示されているように、一般に配軍の意味で用いられる。⁽¹⁸⁾したがつて前掲名例勅①が適用されるのは、流刑受刑者が女性である場合、ならびに男性であつて配軍を併科される場合なのであつて、編管・羈管が併科される場合は除外される。すなわち、男性の流刑受刑者が編管・羈管を併科される場合には配役も執行されるのであり、このことは慶元斷獄令①（同前）

諸そ流罪を犯し、住家の所に帰りて居作せんと願いたる者は、決し訖れば部送す。若し應に編管すべき者は、編管の所に役す「羈管人は、此に准ず」。

に、流刑受刑者が編管・羈管を併科されるときは編管・羈管の地で配役に服することが定められていることからも明かである。この点において滋賀氏の「流犯が編配に処される場合には居作を免除する」⁽¹⁹⁾という説明は妥当性を失うのであり、前掲名例勅①を「配役が實際には執行されなかつたことの証しとはできない」⁽²⁰⁾のである。しかし、前掲名例勅①に対する辻氏の説明にも不充分な点が存在する。前掲名例勅①の適用によつて居作が免除されるとき「折杖法による刑の読み替えのうち脊杖二十のみが執行され」⁽²¹⁾るのであれば、これが適用される刑名は流刑三等と加役流のすべてではなく、折杖法に脊杖二十が規定される流三千里と加役流の二等に限定される。しかしこれでは、前掲名例勅①の「諸そ流を犯し」「婦人の流を犯したる者」という、流刑三等と加役流とを包括する文言と矛盾する。つまり前掲名例勅①が適用される場合には、折杖法が規定する脊杖の打数にかかわりなく脊杖二十を執行し、居作すなわち配役を免除するという主旨に解さなければならないのである。⁽²³⁾

論 説

二七八

配役不執行説の第一の論拠、すなわち「宋の勅……を見ると、しかじかの罪が律に照らして流に当るならば、これを編配に処する旨を定めている箇条が少くない」⁽²⁴⁾ことに対し、辻氏は「配役を免除して編配に処するのが通例となつていたのならば、このように逐一規定する必要などない」として、そのような規定が多数存在することこそが配役免除の例外性を示すと主張する。配役免除が通例なのであれば、一箇条の通則規定があれば充分である。しかし第一の論拠に対しては、辻氏は史料に則した批判を行っていない。滋賀氏が根拠史料として例示しているのは、慶元職制勅①（同書卷三六、庫務門一、倉庫受乞、旁照法）⁽²⁵⁾

諸そ監臨主司、財を受けて法を枉げたれば二十匹は、無祿の者は二十五匹は、絞。若し罪流に至れば、法を枉げざれば贓伍拾匹は、監臨する所より受け及び乞取したれば贓百匹は、本城に配す。⁽²⁶⁾

である。これは監主受財枉法、監主受財不枉法、受所監臨財物ならびに乞取について、唐職制律四八条

諸そ監臨主司、財を受けて法を枉げたる者は、一尺は杖一百。一疋ごとに一等を加う。十五疋は絞。法を枉げざる者は、一尺は杖九十。二疋ごとに一等を加う。三十疋は加役流。無祿の者は各々一等を減ず。法を枉げたる者は、二十疋は絞。法を枉げざる者は、四十疋は加役死。

および同五〇条

諸そ監臨の官、監臨する所の財物を受けたる者は、一尺は笞四十。一疋ごとに一等を加う。八疋は徒一年。八疋ごとに一等を加う。五十疋は流二千里。……乞取したる者は、一等を加う。強いて乞取したる者は、法を枉げたるに準じて論ず。

の一部を改めた規定である。無祿者に関する部分を除いて、律によつて補つたこの勅の法定刑、および重杖處死

表1 慶元職制勅①の法定刑・執行刑

(A) 監主受財枉法

宋代配役考

贓額	法定刑		執行刑	
	五刑	編配	杖打	編配
一尺以上	杖一百	配本城	臀杖二十	配本城
一疋一尺以上	徒一年		脊杖十二	
二疋一尺以上	徒一年半		脊杖十三	
三疋一尺以上	徒二年		脊杖十五	
四疋一尺以上	徒二年半		脊杖十七	
五疋一尺以上	徒三年		脊杖二十	
六疋一尺以上	流二千里		脊杖二十	
七疋一尺以上	流二千五百里		脊杖二十	
八疋一尺以上	流三千里		重杖處死	—
二十疋以上	絞		—	—

法と折杖法⁽²⁸⁾によつて読み替えた執行刑は表1のようになる。流刑の部分について見ると、(A)監主受財枉法の法定刑は、贓額六疋一尺以上で流二千里、七疋一尺以上で流二千五百里、八疋一尺以上二十疋未満で流三千里であり、流刑には配本城が併科される。したがつて贓額六疋一尺以上二十疋未満の流刑三等いづれも前掲名例勅①が適用されて配役が免除され、執行刑は脊杖二十と配本城である。これだけを見れば、たしかに配役が執行される余地はない。ところが(B)監主受財不枉法の法定刑は、贓額十四疋一尺以上で流二千里、十六疋一尺以上で流二千五百里、十八疋一尺以上で流三千里、三十疋以上で加役流であり、五十疋以上で配本城が併科される。ということは、五十疋以上では前掲名例勅①が適用されて配役が免除され執行刑は脊杖二十と配本城であるが、十四疋一尺以上五十疋未満では配軍を併科されないのであるから前掲名例勅①は適用されず、十四疋一

(B) 監主受財不枉法

贓額	法定刑		執行刑		
	五刑	編配	杖打	配役	編配
一尺以上	杖九十	—	臀杖十七	配役一年	—
二疋一尺以上	杖一百		臀杖二十		
四疋一尺以上	徒一年		脊杖十二		
六疋一尺以上	徒一年半		脊杖十三		
八疋一尺以上	徒二年		脊杖十五		
十疋一尺以上	徒二年半		脊杖十七		
十二疋一尺以上	徒三年		脊杖二十		
十四疋一尺以上	流二千里		脊杖十七		
十六疋一尺以上	流二千五百里		脊杖十八		
十八疋一尺以上	流三千里		脊杖二十	配役三年	配本城
三十疋以上	加役流				
五十疋以上	配本城	—	配本城	配本城	

尺以上では脊杖十七と配役一年、十六疋一尺以上では脊杖二十と配役一年、三十疋以上五十疋未満では脊杖二十と配役三年が執行刑となる。(C)受所監臨財物の法定刑は、贓額五十疋以上で流二千里であり、百疋以上で配本城が併科される。百疋以上では前掲名例勅①が適用されて配役が免除され執行刑は脊杖二十と配本城であるが、五十疋以上百疋未満では配軍を併科されないものであるから前掲名例勅①は適用されず、脊杖十七と配役一年が執行刑となる。さらに(D)乞取の法定刑は受所監臨財物の一等加であるから、贓額四十疋以上で流二千里、五十疋以上で流二千五百里であり、百疋以上で配本城が併科される。百疋以上では前掲名例勅①が適用されて配役が免除され執行刑は脊杖二十と配本城であるが、四十疋以上百疋未満では配軍を併科されな

(C) 受所監臨財物

宋代配役考

贓額	法定刑		執行刑		
	五刑	編配	杖打	配役	編配
一尺以上	笞四十		小杖八下		
一疋一尺以上	笞五十		小杖十下		
二疋一尺以上	杖六十		臀杖十二		
三疋一尺以上	杖七十		臀杖十三		
四疋一尺以上	杖八十		臀杖十五		
五疋一尺以上	杖九十		臀杖十七		
六疋一尺以上	杖一百		臀杖二十		
八疋以上	徒一年		脊杖十二		
十六疋以上	徒一年半		脊杖十三		
二十四疋以上	徒二年		脊杖十五		
三十二疋以上	徒二半年		脊杖十七		
四十疋以上	徒三年		脊杖二十		
五十疋以上	流二千里		脊杖十七	配役一年	
百疋以上		配本城	脊杖二十	—	配本城

いのであるから前掲名例勅①は適用されず、四十疋以上では脊杖十七と配役一年、五十疋以上百疋未満では脊杖十八と配役一年が執行刑となる。要するに、前掲職制勅①においては「しかじかの罪が律に照らして流に当るならば、これを編配に処する旨」²⁹⁾が流刑適用の全段階にわたって定められてはいない。逆に、配役が編配によつて代替されずに執行されることが示されているのである。

このような規定は前掲職制勅①だけではない。窃盜に関する慶元賊盜勅(『事類』卷七五、刑獄門五、刑獄雜事、³⁰⁾旁照法)では、³¹⁾諸そ窃盜、財を得たれば杖陸拾。肆伯文は杖柒拾。肆伯文ごとに壹

(D) 乞取

贓額	法定刑		執行刑		
	五刑	編配	杖打	配役	編配
一尺以上	笞五十		小杖十下		
一疋一尺以上	杖六十		臀杖十二		
二疋一尺以上	杖七十		臀杖十三		
三疋一尺以上	杖八十		臀杖十五		
四疋一尺以上	杖九十		臀杖十七		
五疋一尺以上	杖一百		臀杖二十	—	—
六疋一尺以上	徒一年	—	脊杖十二	—	—
八疋以上	徒一年半		脊杖十三		
十六疋以上	徒二年		脊杖十五		
二十四疋以上	徒二年半		脊杖十七		
三十二疋以上	徒三年		脊杖二十		
四十疋以上	流二千里		脊杖十七	配役一年	
五十疋以上	流二千五百里	配本城	脊杖十八		
百疋以上			脊杖二十	—	配本城

等を加う。貳貫は徒壹年。貳貫ごとに壹等を加う。徒参年を過ぎれば、參貫ごとに壹等を加う。貳拾貫は本州に配す。

の法定刑と執行刑は表2のようになる。
 流刑の部分について見ると、法定刑は
 贓額十三貫以上で流二千里、十六貫以上で流三千五百里、十九貫以上で流三
 千里であり、二十貫以上で配本州が併
 科される。二十貫以上では前掲名例勅
 ①が適用されて配役が免除され執行刑
 は脊杖二十と配本州であるが、十三貫
 以上二十貫未満では配軍を併科されな
 いのであるから前掲名例勅①は適用さ
 れず、十三貫以上では脊杖十七と配役
 一年、十六貫以上では脊杖十八と配役
 一年、十九貫以上二十貫未満では脊杖

表2 慶元賊盜勅の法定刑・執行刑

宋代配役考

贓額	法定刑		執行刑		
	五刑	編配	杖打	配役	編配
四百文未満	杖六十		臀杖十二		
四百文以上	杖七十		臀杖十三		
八百文以上	杖八十		臀杖十五		
一貫二百文以上	杖九十		臀杖十七		
一貫六百文以上	杖一百		臀杖二十		
二貫以上	徒一年		脊杖十二		
四貫以上	徒一年半		脊杖十三		
六貫以上	徒二年		脊杖十五		
八貫以上	徒二年半		脊杖十七		
十貫以上	徒三年		脊杖二十		
十三貫以上	流二千里		脊杖十七	配役一年	
十六貫以上	流二千五百里		脊杖十八		
十九貫以上	流三千里		脊杖二十		
二十貫以上		配本州		—	配本州

二十と配役一年が執行刑となる。茶の私有に関する慶元衛禁勅①（同書卷二八、権禁門一、茶塩鑿）

諸そ私に茶を有したれば、壹両は笞四拾。四斤ごとに壹等を加う。

四拾斤は徒壹年。四拾斤ごとに一等を加う。六伯斤は刺面せずして本城に配す。

の法定刑と執行刑は表3のようになる。

流刑の部分について見ると、法定刑は私有茶の重量三百四十斤以上で流二千里、二百八十斤以上で流二千五百斤以上で不刺面配本城が併科される。三百二十斤以上で流三千里であり、六百斤以上では前掲名例勅①が適用されて配役が免除され執行刑は脊杖二十と不刺面配本城であるが、二百四十斤

論
説

二八四

表3 慶元衛禁勅①の法定刑・執行刑

私有茶の重量	法定刑		執行刑	
	五刑	編配	杖打	配役
一両以上	笞四十		小杖八下	
四斤一両以上	笞五十		小杖十下	
八斤一両以上	杖六十		臀杖十二	
十二斤一両以上	杖七十		臀杖十三	
十六斤一両以上	杖八十		臀杖十五	
二十斤一両以上	杖九十		臀杖十七	
二十四斤一両以上	杖一百		臀杖二十	
四十斤以上	徒一年		脊杖十二	
八十斤以上	徒一年半		脊杖十三	
百二十斤以上	徒二年		脊杖十五	
百六十斤以上	徒二年半		脊杖十七	
二百斤以上	徒三年		脊杖二十	
二百四十斤以上	流二千里		脊杖十七	
二百八十斤以上	流二千五百里		脊杖十八	配役一年
三百二十斤以上	流三千里		脊杖二十	
六百斤以上		不刺面配本城		不刺面配本城

以上六百斤未満では配軍を併科されないのであるから前掲名例勅①は適用されず、二百四十斤以上では脊杖十七と配役一年、二百八十斤以上では脊杖十八と配役一年、三百二十斤以上六百斤未満では脊杖二十と配役一年が執行刑となる。塩の私有および通商界塩の禁地への持込などに関する

慶元衛禁勅②（同前）

諸そ私に塩を有したれば、一両は笞四拾。貳斤ごとに一等を加う。二拾斤は徒一年。二十斤ごとに一等を加う。三百斤は本城に配す〔煎煉したる者は、

表4 慶元衛禁勅②の法定刑・執行刑

(A) 塩の私有

宋代配役考

私有塩の重量	法定刑		執行刑		
	五刑	編配	杖打	配役	編配
一両以上	笞四十		小杖八下		
二斤一両以上	笞五十		小杖十下		
四斤一両以上	杖六十		臀杖十二		
六斤一両以上	杖七十		臀杖十三		
八斤一両以上	杖八十		臀杖十五		
十斤一両以上	杖九十		臀杖十七		
十二斤一両以上	杖一百		臀杖二十		
二十斤以上	徒一年		脊杖十二		
四十斤以上	徒一年半		脊杖十三		
六十斤以上	徒二年		脊杖十五		
八十斤以上	徒二年半		脊杖十七		
百斤以上	徒三年		脊杖二十		
百二十斤以上	流二千里		脊杖十七		
百四十斤以上	流二千五百里		脊杖十八	配役一年	
百六十斤以上	流三千里		脊杖二十		
三百斤以上		配本城	—	—	配本城

一両もて二両に比す)。
 通商界の塩を以て禁地
 に入れたる者は、壹等
 を減す。三伯斤は流參
 千里。其れ人戸の買い
 たれば(買、もと売に
 作る)(就近の州県より
 食塩を買ひ、五斤以下
 たる者は、坐せず)、一
 斤は笞二十。二十斤ご
 とに一等を加う。二伯
 斤は徒一年。二百斤ご
 とに一等を加う。罪は
 徒三年に止む。
 の、流刑が規定されない購
 入に関する部分以外の法定
 刑と執行刑は表4のよう

(B) 通商界塩の禁地への持込

塩の重量	法定刑		執行刑		
	五刑	編配	杖打	配役	編配
一両以上	笞三十		小杖七下		
二斤一両以上	笞四十		小杖八下		
四斤一両以上	笞五十		小杖十下		
六斤一両以上	杖六十		臀杖十二		
八斤一両以上	杖七十		臀杖十三		
十斤一両以上	杖八十		臀杖十五		
十二斤一両以上	杖九十		臀杖十七		
二十斤以上	杖一百		臀杖二十		
四十斤以上	徒一年		脊杖十二		
六十斤以上	徒一年半		脊杖十三		
八十斤以上	徒二年		脊杖十五		
百斤以上	徒二年半		脊杖十七		
百二十斤以上	徒三年		脊杖二十		
三百斤以上	流三千里			配役一年	

なる。流刑の部分について見ると、(A) 塩の私有の法定刑は、私有塩の重量百二十斤以上で流二千里、百四十斤以上で流二千五百里、百六十斤以上で流三千里であり、三百斤以上で配本城が併科される。三百斤以上では前掲名例勅①が適用されて配役が免除され執行刑は脊杖二十と配本城であるが、百二十斤以上三百斤未満では配軍を併科されないのであるから前掲名例勅①は適用されず、百二十斤以上では脊杖十七と配役一年、百四十斤以上では脊杖十八と配役一年、百六十斤以上三百斤未満では脊杖二十と配役一年が執行刑となる。(B) 通商界塩の禁地への持込の法定刑は私有の一等減であるから通常は徒三年が上限であるが、特に三百斤以

上で流三千里とされている。しかし配軍の併科は規定されていないから前掲名例勅①は適用されず、三百斤以上の執行刑は脊杖二十と配役一年である。

前掲衛禁勅②(B)の通商界塩の禁地への持込の法定刑のように、ある犯罪類型に対する法定刑として流刑を規定しながら、併科される編配を規定しない勅もある。禁書の私有・伝習に関する慶元職制勅②(同書卷一七、文書門二、私有禁書)

諸そ私に天象の器物・天文・図書・識書・兵書・太一雷公式・星曜麻筭・占候・六壬盾甲・氣神軌限の書を有し〔三略六韜・司馬法・孫吳尉繚子・季衛公問対・歴代史志・通典、及び常行のト筮の書は、非たり〕、或は私に伝習したる者は、各々流參阡里。全成せざると雖も、行用に堪えたる者は、參等を減す。行用に堪えざる者は、又た參等を減ず〔天象の器物・天文・図識・兵書に非ずして、國家の体咎及び用兵の事に涉らざる者は、行用に堪えたると雖も坐せず〕。内ち図書・識書は、人の告するを許す。以上、私習に因りて斷を経たるに、而も復た其の術を行いたる者は、還た私習の法に依る。

は、禁書の私有ならびに私的な伝習の法定刑を流三千里と規定しながら、編配の規定を持たない。したがつて前掲名例勅①は適用されず、執行刑は脊杖二十と配役一年である。神臂弓⁽³²⁾の棄毀に関する慶元雜勅(同書卷八〇、雜門、毀失官私物)

諸そ神臂弓もて、輒く棄毀し、罪輕き者は、流貳阡里。人の告するを許す。將校・節級、覺察せざれば、杖壹伯。

は、その理由なき棄毀の法定刑の下限を流二千里と規定している。これより重い刑名が適用される場合には編配

論 説

二八八

の併科や死刑もありうるが、この条文が適用される限りは編配は併科されない。したがつて前掲名例勅①は適用されず、執行刑は脊杖十七と配役一年である。

これらの慶元勅によつて示されているのは、配軍が併科されない限り流刑受刑者には配役が執行されるということである。つまり、流刑受刑者に対する配役執行は例外ではなく、配役免除の方が例外なのである。

二 慶元勅令格式の配役関係規定

前章での考察によつて、配役不執行説は史料的根拠に乏しいことが明かにされた。本章では配役執行説を補強する立場から、慶元勅令格式の配役関係規定を分析する。⁽³³⁾

折杖法は、流刑および加役流を脊杖と配役に読み替えて執行すると規定する。しかし、流刑受刑者が女性である場合、ならびに男性であつて配軍を併科される場合には、前掲名例勅①によつて脊杖二十が執行され配役は免除される。このほか、慶元名例勅③（『事類』卷七五、刑獄門五、侍丁）⁽³⁴⁾

諸そ死罪を犯し、十惡、及び持仗強盜、人を謀殺・故殺して己に殺したるに非ずして、祖父母父母の老疾して応に侍すべきに、家に期親の成丁なき者は、奏裁。沙門島・遠惠州及び廣南に配せらるを犯したれば、並に阡里に配す。五伯里以上は、鄰州に配す。鄰州は、本州に配す。応に移郷すべき者は、鄰州に移す。流を犯し応に居作すべき（情理兎悪、故らに人を殴りて廢疾に至らしめたる者は、非たり）、及び編管の者は、並に免ず。即し己に編配居作せられて、応に侍すべき者は、此に准じて移放す。

によつて、流刑受刑者が男性で、その祖父母父母が老齢および疾病により侍養が必要であるが、戸内に受刑者以

外の期親の成人男性がない場合にも、原則として配役の執行は免除される。

配役執行の一般的な事項は、慶元断獄令②（同、編配流役）

諸そ流囚、決し訖れば、髪を髡り、巾帯を去り、口食を給すること日に貳升。居作には（給口食日貳升居作、もと給口食貳拾日外居作に作る⁽³⁵⁾）量りて兵級或は将校を以て防轄す。假日には、居する所の院を出づるを得ず。病を以て假に在る者は、陪日を免ず。役満ち、或は恩あれば、則ち放つ。

に規定される。まず脊杖が執行される。次いで頭髪が剃られる。さらに巾帯すなわち衣冠が取り去られる。代りに配役受刑者専用の衣類を与えられるのであろう。配役受刑者には一日あたり食糧「米二升」も支給され、このことは慶元給賜格（同前）

流囚の居作する者は、決し訖れば、日ごとに米貳升を給す。

にも規定される。居作すなわち労役作業の際には兵士あるいは下士官が適宜警備にあたる。配役受刑者には、慶元假寧格（同書卷一一、職制門八、給假）

流囚の居作。旬ごとに壹日。元日・寒食・冬至に參日。

によつて十日ごとに一日、元日と寒食（冬至後百五日目）と冬至には前後三日の休暇が与えられる。この休暇は刑期に算入されたと考えられるが、収容施設から外出することは許されない。受刑者の病気休暇に関する「以病在假者、免陪日」という文言を、滋賀氏は「免陪日」は「陪日を免ず」とも、また全く逆に「免じて陪日せしむ」とも読めるので、しばらく触れないでおく⁽³⁶⁾として二通りの解釈が可能であるとし、辻氏は「病を以て假に在る者は免じて陪日せしむ」と訓読して「病気のため休暇を取つた者は、その分だけあとで服役した」と解している。⁽³⁷⁾

論 説

二九〇

滋賀氏の前説と辻氏の説では免除の対象が明確でないのに対し、滋賀氏の後説では免除の対象が陪日すなわち休暇分の労役であることが明確があるので、本稿ではこの説に従つて病気休暇の分も刑期に算入されると解する。⁽³⁸⁾

この解釈は、服役前・服役中に逃亡し、捕獲され、または出頭した配役受刑者についての慶元捕亡勅①（同書卷

七五、刑獄門五、部送罪人、旁照法）

諸そ流を犯し、已に決せられて未だ役せられず、已に役せらるも未だ満たずして亡げ、捕獲せられたる者は、各々杖壹伯。首身したる者は、参等を減ず〔恩に会うと雖も、仍お役目を補満す〕。主守の亡を覺らざる者は、壹名は杖陸拾。名ごとに壹等を加う。罪は杖壹伯に止む。

の註に、恩赦があつても逃亡中の日数は刑期に算入されないと定められていること、ならびに配役受刑者が別の者に代役させた場合についての慶元詐偽勅（同書卷七三、刑獄門三、出入罪）

諸そ詐りて人をして代りて杖を受けしめ、及び之に代りたる者は、各々杖壹伯。本と徒流を犯したれば（本犯徒流、もと本犯徒以に作る）、避く所の罪に貳等を加う。之に代りたる者は、止だ犯人の本罪を以て坐と為し、罪は徒貳年に止む。人をして代りて編配・移郷・居作せしめ〔已に居作せられて権に代りて役せしめたる者は、非たり〕、及び之に代りたる者は、各々徒流の法に依比す。總麻以上の親、之に代りたる者は、参等を減す。以上、未だ決せられざれば、各々貳等を減ず〔代りて配せらるも未だ刺面せられず、編管・移郷・不刺面人の未だ隸する所の処に至らず、居作の未だ役に入らざる者は、未だ決せられざると同じ〕。其れ犯人の本罪は、赦に会い、及び自首したると雖も、免ぜず。人の告するを許す。官司情を知りたれば、故出入を以て論ず。⁽³⁹⁾

に「犯人の本罪は、赦に会い、及び自首したると雖も、免ぜず」として、代役者が服役した日数は恩赦や自首があつても刑期に算入されないとされていることとの比較によつて妥当性が生じる。制度的休暇および病気という不可抗力的な居作の不履行と、逃亡や代役という意図的な居作の不履行とでは、その不履行の埋め合わせについての対処が異つてもおかしくないからである。そして、刑期が満了し、あるいは服役中に恩赦が発せられれば、受刑者は即日釈放される。⁽⁴⁰⁾

配役受刑者の服役地については前掲断獄令①に、編管・羈管を併科されるときは編管・羈管の地、「住家の所」に戻つて服役したいと願い出れば「住家の所」と規定されている。辻氏は前掲断獄令①と孫奭『律音義』名例第一、流

皇朝建隆四年、制すらく。徒を犯したる者は杖を加え役を免ず。流を犯したる者は杖を加え留住し、三流は俱に役一年、加役流の者は役三年。

に「流罪人を留住、つまり現住地に留めて労役に服させる⁽⁴¹⁾」旨が記されていることとの符合性を根拠に「居作人つまり配役人は、通常、その現住地において労役に服することになつていた⁽⁴²⁾」と述べている。しかし、『律音義』は配役受刑者が留住させられることは記しているが、留住の地までは記していない。そして前掲断獄令①によれば、願い出のない配役受刑者の服役地は「住家の所」ではないのである。配役受刑者の服役地への護送に関する慶元断獄令③（『事類』卷七五、刑獄門五、編配流役）

諸そ配流・編管・羈管人、応に部送すべき者は、皆な籍に注し「先に詣る所の州に移文す。内ち配軍は、仍お程数を計定し、配所に報ず」、已に至るの報を得るを俟ちて、即時に勾銷す「路に在りて逃・死を報ぜらる

論 説

二九二

の類も、同じ）。以上、程を計りて応に至るべくして未だ報ぜざる者は、根治す。内ち配軍は、仍お牒す。縁路の州県の輒く截留するに会いたる者は、元と断じたる州に所属の監司に申して究治するを許す。

には、護送経路上の州県が理由なく受刑者を留置した場合には「元と断じたる州」がその所属の監司に取調を申請するとしている。「元と断じたる州」が配役受刑者に流刑の判決を下した州、すなわち裁判地であり、配役受刑者護送の出発地であることは疑いない。とすれば、編管・羈管の地や「住家の所」に護送されない限り、配役受刑者は裁判地に留住させられるのである。さて、「住家の所」は字義どおり配役受刑者が居住していた州、つまり住所地、さらに換言すれば「現住地」である。そして、配役受刑者の住所地と裁判地が一致していれば、願い出の必要なく住所地で服役するはずである。要するに前掲断獄令①が問題にしているのは配役受刑者が編管・羈管を併科される場合と、配役受刑者の住所地が裁判地と一致しない場合なのであり、編管・羈管を併科されない配役受刑者の裁判地と住所地が一致する場合は留住の地はあまりにも明白で、護送の必要もないために規定していないのである。このように解してくれれば、若干の説明不足はあるにせよ、原則として「現住地」での服役という辻氏の指摘は誤りではない。

裁判地と服役地が一致しない場合には配役受刑者の護送の必要が生じる。この場合、前掲断獄令①に「決し訖れば部送す」とあるように、脊杖は護送に先だって裁判地で執行される。このことは、慶元捕亡勅②（同、部送罪人）

諸そ已に決せらる配流・編管・羈管・移郷人を部送して、縦失することありたる者は、其の亡罪に准じて論ずること、囚を縦失するの法の如くし、日を以て坐せず〔配軍の逃亡を縦し、応に上軍の法に従うべき者は、

止だ流罪に准じ、幹坐に従わざるが如きを謂う」。亡罪の軽き者は、刺配は徒貳年に准じ、餘は杖壹伯に准す。若し元と強盜を犯したる配軍を故縦したれば「兇惡、或は死罪にて貸命せられ、或は沙門島・遠惠州に配せらる者を謂う」、兵級は鄰州に配す。公人は本城に配す。事理重き者は、奏裁。

に護送される配役受刑者が「已に決せらる」すなわち「すでに杖を執行された」と述べられていることからも明かである。配役受刑者の護送に際しては、慶元断獄令④（同、編配流役）

諸そ配流・編管（管、もと當に作る）・羈管、及び諸軍の移降せらる者は、家属の隨行するを聽す（沙門島に配せらる者は、許さず）。家の佗所に在る者は、移文して發遣す。若し罪人已に死して、家属の還らんと願いたる者は、亦た聽す「外界の人及び本条の還るを許さざる者に非ざるを謂う」。其れ随わんと願いて佗所に在り、或は還らんと願いて自ら致す能わず、若くは配軍の放停せられて本郷或は佗州に帰らんと願いたる者は、通鋪を差して伝送す。

により、家族の隨行が許される。ただ、実際に家族が隨行するのは、編管・羈管の地で服役する場合と、裁判地と住所地が異つていて裁判地で服役する場合とに限られたはずである。裁判地と住所地が異なる場合には、裁判地から住所地に通知がなされ、家族は受刑者の服役地まで駅伝によつて護送される。配役受刑者が出発する際には、前掲断獄令③および慶元断獄令⑤（同前）

諸そ配流・編管・羈管せらる者は、断じ訖れば、犯したる所を節録し、及び隨行の家属、財物の数、住家の所を以て具に牒に載せ（元とはれ命官たれば、家属・財物を録さず）、部送人に付す。仍お行程麻を給し、経由せる県鎮は、月日を批書す。病者は、仍お保明す。若し須く財物もて支用すべければ、官を経て自言し、

論 説

二九四

牒内に書印して給付するを聽す。応に替るべき者は、檢視して交ふ受く。別路界に入る者は、至る所の州県、即時に提点刑獄司に申して検察す。隸する所の州に至り、受け訖れば、元と断じたる官司に回報す。若し未だ至らずして身死し或は逃亡したれば、隨處にて牒を受けて点検し、仍お元と断じたる、若くは住家、及び隸する所の州に報ず。

により、裁判地は護送される受刑者を帳簿に記入し、護送経路上の州にも通知をなす。護送者には、受刑者の罪状、隨行する家族と携帶する財物、ならびに住所地を記録した書類が交付される。護送者には行程曆すなわち日程表も交付され、これには経路上の県鎮が通過の月日を書き入れる。護送の途次、受刑者の病氣により滯留する場合には県鎮がその旨の保証を行う。携帶する財物を消費する場合には、受刑者自身が官に申請し、財物を記録した書類にその旨を書き入れて給付する。護送者の交代の際には、財物と書類をつきあわせて点検する。一行が路の境界を越えるときは、越境後最初の州県が即時に提点刑獄司に報告して点検する。そして服役地に到着すると、その州から裁判地に回報がなされ、裁判地はその受刑者を帳簿から抹消する。⁽⁴⁴⁾ 護送中に受刑者が死亡または逃亡した場合には、その地点の官司に報告して調査を受ける。報告を受けた官司は裁判地、住所地、ならびに服役地に報告をする。裁判地はこの場合にも当該受刑者を帳簿から抹消する。護送中に受刑者が祖父母父母の喪を知り、随行の家族に病氣・死亡・出産があつた場合には、慶元假寧令（同前）

諸そ配流・編管・羈管人、道に在りて祖父母父母の喪を聞き、及び隨行の家属に病い或は死若くは産ありたる者は、所在の官司に申し、事を量りて住程假を給す。

により、その地点の官司に報告し、事情に応じて滞留が許される。

配役受刑者の収容施設に関する規定は『事類』には遺されておらず、配役受刑者の名簿の書式も伝えられていない。⁽⁴⁵⁾ 刑期満了前に配役受刑者が死亡した場合には、慶元断獄令⑥（同、部送罪人）

諸そ禁囚、若くは居作人の身死し、親属なき者は、官は殯瘞を為りて標識し、仍お本属に移文して、家人に告示して般取せしむ。即し罪人部送せられ、道に在りて死したる者は、此に准ず。以上の費す所は、隨身の財物なく、或は足らざる者は、皆な贓罰錢を支す。

により、隨行の家族がなければ官で仮埋葬をして標識を立て、受刑者の本籍地経由で家族に通知して遺骸を引き取らせる。護送中に死亡した場合も同様である。遺骸の移送は原則として受刑者とその家族の自弁であるが、受刑者の携帯財産がなかつたり不足する場合には、贓罰錢すなわち刑罰として没官された財産から支出される。隨行の家族は前掲断獄令④により住所地への帰還が許される。この帰還も自弁が原則だが、経済力がない場合には駅伝によつて護送される。刑期満了または恩赦によつて釈放された配役受刑者と隨行の家族の帰還については規定がないので、まつたくの自弁であつたと考えられる。

三 配役執行事例の分析

前章での考察によつて、慶元勅令格式は配役の執行をきわめて精細に制度化していたことが明かにされた。しかし、第一章での考察を含めて、慶元勅令格式の諸規定に基づく論証だけでは、配役執行の現実性を立証することはできない。恩赦の文章に「徒役人」「配役人」などの文言を見出すことによつて配役執行の確証としようという辻氏の試みも、同様の批判を免れ得ない。きわめて悪しき譬えを行えば、これらは『宋刑統』の均田制関係規

論 説

二九六

定の分析に基づいて宋代における均田制の実施を検証し、あるいは慶元雜格の諸州催納貳税日限（『事類』卷四七、賦役門一、拘催税租）に開封府の夏税の納期が五月十五日から八月末までと規定されていることを根拠に、南宋慶元年間に宋朝は開封府での租税徵収を実施していたと主張するようなものである。配役執行説を主張するには、やはり現実の執行を示す史料が必要である。

そこで辻氏は、北宋について三例、南宋について一例の配役執行を示す史料を提示している。北宋第一の事例は、『長編』卷二三、太宗、太平興國七年（九八二）八月己卯（二〇日）

偽蜀（後蜀）の広政中（九三八—六五）、始めて鉄錢を鋤る。鉄錢一千ごとに兼ねるに銅錢四百を以てし、凡そ銀一両は錢千七百に直しあたひ、絹一疋は錢千二百に直す。……尋ついで又た銅錢の川界に入るを禁じ、鉄錢十は乃ち銅錢一に直す。太平興國四年（九七九）、始めて其の禁を開き、民をして輸租及び権利せしむるに、鉄錢十ごとに銅錢一を納む。時に銅錢已に竭つゝき、民甚だ之に苦しむ。商賈は争いて銅錢を以て川界に入り民と互市し、銅錢一ごとに鉄錢十又四を得たり。其の明年、……詔して夷人に銅を市ることを許し、斤ごとに止だ銭五百を給するも、然れども卒に銅を得難し。而るに転運副使右補闕聶詠、同転運判官秘書丞范祥、皆な言えらく「民は樂しみて銅錢を輸す。請うらくは歳ごとに通う一分を増し、十歳の後には即ち全て銅錢を取らんことを」と。詔して其の請に従う。詠・祥は月俸にて得たる所の銅錢を以て市りて民に与えるに因り、厚く其の直を取り、是に於て増して三分に及ぶ。民肅然たりて、益う之に苦む。……知益州・工部郎中辛仲甫、具に其の弊を言い、乃ち使臣吳承勲に詔して伝を馳せて成都府に至り利害を審度せしむ。……己卯。詔すらく「劍南東西・峽路の諸州、民の輸租及び権利するに、復た銅錢を徵する勿れ……」と。聶詠、范祥、及び

東川転運使宋覃、同転運ト倫を召し、皆な御史の獄に下さる。詠、覃は脊に杖うち、将作監に配役せらる。祥、倫は免じて庶人と為らる。覃、倫も、亦た月俸の銅錢を以て市りて民に与え、厚く其の直を取りたるが故なり。

である。これは「四川地方の通貨政策（銅錢への切り替え）にまつわる汚職⁽⁴⁷⁾」事件に関する記事であり、ここで東川転運使の宋覃と転運副使の聶詠は「杖脊、配役將作監」という刑を執行されている。辻氏によれば、これは月俸の銅錢を鉄錢と交換する際に割高な交換比率を用いて得た利益が乞取もしくは強乞取の贓に当たるとされて、その法定刑の上限である流二千五百里もしくは流三千里⁽⁴⁹⁾を適用され、それが折杖法によつて脊杖と配役に読み替えられて導き出された刑である。⁽⁵⁰⁾この記事では宋覃と聶詠が得た贓額が明かにされていないので、両名の行為が乞取または強乞取に該当するとしても流刑が適用されたことは確定できない。また、脊杖の打数と配役の刑期が不明であるなどの不満はあるが、将作監での配役の執行が明示されている以上、この史料は配役執行の現実性を証拠立てるものである。

北宋第二の事例は、『太宗皇帝實錄』卷七八、至道二年（九九六）八月辛丑（三日）

許州舞陽県尉劉蒙、脊に杖うち、少府監に配役せらること三年。本県の役夫を決殺するに坐したるが故なり。である。これは許州舞陽県尉の劉蒙が県の役夫を杖で打ち殺した事件であり、ここで劉蒙は「杖脊、配役少府監三年」を執行されている。辻氏によれば、これは捶拷すなわち拷問を行わるべきでない者に捶拷を加えて死亡させたことにより適用された加役流⁽⁵¹⁾が折杖法によつて脊杖二十と配役三年に読み替えられて導き出された刑である。⁽⁵²⁾脊杖の打数は不明であるが、三年という配役の刑期は折杖法が規定する加役流の執行刑である配役の刑期と

論 説

二九八

一致するし、少府監という服役施設も明示されているから、この史料も配役執行の現実性を証拠立てるものである。

北宋第三の事例は、『宋会要』一〇四冊、職官七六、収叙放逐官一、端拱元年（九八八）三月二十九日

少府監言えらく、本監の配役人、前太常丞郭冕等九人は、赦に会うを以て上請す、と。特に詔して、其の居作を免ずるも、終身歯せず。冕等、皆な贓吏たるを以てなり。

である。これは少府監が、同年正月一七日の籍田改元赦⁽⁵³⁾を受けて、現存の配役受刑者である前太常丞の郭冕ら九名の処遇について上請を行つた記事である。彼らは贓吏であるとの理由で再叙任を許されなかつたが、居作すなわち配役は免除されている。⁽⁵⁴⁾ 郭冕ら九名が配役を執行されるに至つた経緯は不明であるが、この史料は少府監が配役受刑者を収容管理していたことと、配役執行の現実性を明確に証拠立てている。

南宋の事例は、『雜記』乙集卷一二、雜事、岳少保誣証断案、『要錄』卷一四三、紹興二年（一一四二）一二月癸巳（二九日）、いわゆる岳飛冤案の刑部・大理寺の劄子の僧沢一に関する部分

僧沢一は、制勘を為りて虚妄、并に張憲等の背叛を待つを見て、張憲に向いて「先に両隊の軍馬を差し（軍馬、要録は甲軍を作る）、總領運使の衙門を防守するに如かず（衙門、要録は銜を作る）」と言い、并に張憲と詐りて枢密院の劄子を作り（弓張憲、要録は為張憲を作る）、兵を発して江を過ぎんと欲し、及び枢密院の印文を摸搨せんと要めり（摸搨、要録は摹榻を作る）。罪軽きを除くの外、法寺称すらく「律に、叛を謀りたる者は絞⁽⁵⁵⁾、従たるは一等を減ず⁽⁵⁶⁾、と。其れ僧沢一は、合に流三千里私罪もて断すべく、合に脊杖二十を決し、本処にて居作一年（作、雜記は住を作る）、役満つる日に放つべし（放、要録はなし）。仍お合に本処に下し、

僧人の私罪流を犯せば還俗の条に照して施行すべきも、情重ければ奏裁とす……⁽⁵⁷⁾と。……今聖旨を奉じて根勘したれば（今、要録は兼に作る）、合に旨を取りて裁断すべし。旨あり。……僧沢一は、脊杖二十を決し、刺面して三千里外州軍牢城に配し（三、要録は二に作る）、小分にて収管せよ。

である。ここで沢一は、岳飛の腹心である張憲への助言、枢密院の箭子の偽造などの廉で、謀叛の従犯として流三千里私罪を適用された。この流三千里が折杖法によつて「合決脊杖二十、本処居作一年、役満日放」と読み替えられ、さらに僧侶が私罪流を犯した場合の規定に従つて還俗とされる。しかしこれでは情に比して刑が軽すぎるとして、情重法輕を理由に奏裁が行われ、最終的には「決脊杖二十、刺面配三千里外州軍牢城小分収管」との聖旨が下されている。これについて辻氏は「原案に「情重奏裁」の文言があつたために他ならない。通常の場合は、流罪の判決を受けた者に対する執行刑が「決脊杖十配役」であつたことが、この史料から逆に知られる」と述べ、配役執行の根拠史料とする。⁽⁶⁰⁾しかし、沢一が執行された刑は脊杖二十と刺面配三千里外州軍牢城小分収管なのであり、本処居作一年すなわち配役一年は執行されていない。この史料は紹興一一年当時の折杖法の規定を確認するものではあつても、配役執行の現実性を示すものではない。

以上四例のうち、北宋の三例は配役執行の現実性を示しているが、南宋の一例はそのようなものではない。しかも、北宋の三例はいづれも太宗年間（九七六—九七）、すなわち配役と編配とが制度的に併存する以前の事例である。したがつて、北宋中期以降の配役と編配とが制度的に併存する時期については、配役の執行は実証されていない。これは辻氏が「編配の事例のほうに目がゆきがちなのは、それが重大事案として特筆されたがゆえに現存の史料中に頻見するためであり、それに較べれば軽微な流刑の執行刑たる配役の実例があまり見当らないのは、

論 説

三〇〇

当然かも知れない⁽⁶¹⁾』と述べているように、中央官の視点の色濃い歴史史料に依拠している限りやむをえないことである。しかしそれならば、そのような視点の比較的希薄な史料、たとえば地方官の裁判記録である判語史料はどうであろうか。試みに南宋の判語史料を繙いてみると、以下の二例が見出される。

第一例は、『清明集』卷二一、人品門、廂巡〔廂牢附〕、葺治廂牢

当職は今月二十五日に親ら廂牢に詣り、屋宇を点視したるに、頽敗卑隘、上漏下湿、以て居すべからざるを見得したり。連年疾疫薦々臻り、因多く天阙したるは、咎蓋し此に在らん。惟れ昔の周官司寇、圜土を以て罪民を教う。凡そ人を害いたる者は、其の間に置きて職事を焉に施し、而も明刑を焉に加う。能く改めたる者は、上罪は三年にして舍て^す、中罪は二年にして舍て、下罪は一年にして舍つ。其の人を刑するや体を虧たず、其の人を罪するや財を虧たず⁽⁶²⁾。先王の意、蓋し罪あるの□をして、此焉に於いて其の心志を苦しめ、其の筋骨を労し、其の体膚を餓えしめて、心を動かし性を忍び、其の能わざる所を増益し、将て復た中国に反し、之を平民に歎せんと欲するなり。豈に遽に之をして死地に就かしめんや。今敝陋此の如く、燥湿寒暑、避くる所なし。是れ罪は流竄に止まり、法に當に死すべからざるの人をして、野處穴居し、竟に殞命に至らしむ。反て極刑を受けて速かに死するの愈^{まさ}れりと為すに若かざるなり。豈に國家忠厚の澤を傷うことあらざらんや。近ごろ嘗て罰官錢を量り、両都吏に付して葺治を監せしむと雖も、然れども亦た陋に因りて簡に就くに過ぎず、僅かに目前の計を支すのみにして、永遠の利を為すに足らず。契勘するに、新衙ありて、旧衙は空閑たること日々久しく、實に無用たり。合に折毀を行い、改めて廂牢を造るべし。監修官に牒して遵照して施行せしむ。

である。これは理宗年間（一二二四—六四）のものと推定される胡石壁の判語で、場所は不明であるが、知州として着任した胡石壁が廂牢の設備の劣悪さを見かねて、立て替えを命じたものである。廂牢はおそらく、都市区画である廂に設置された牢である。⁽⁶³⁾ 廂はまた一種の警察管区でもあり、杖六十以下の犯罪について裁判を行うことが許容されたため、犯罪者を収容する留置場あるいは未決監に相当する施設も置かれていた。⁽⁶⁴⁾ だが廂牢がそのような施設ならば、胡石壁がその目的について『周礼』の圜土を引き合いに出して労役を通じて犯罪者の社会復帰を計るものだと指摘したり、廂牢に収容された者は「罪は流竄に止ま」⁽⁶⁵⁾ つているのに劣悪な設備ゆえに落命しこれでは死刑を執行されたほうがましだと述べたりすることはありえない。北宋末、試験的にせよ圜土が実施された経験をもつ南宋士大夫にとって圜土はまったくの架空の存在ではなく、それなりの現実性を伴つたものであるはずである。要するに廂牢は留置場や未決監ではないのであり、流刑を適用された犯罪者が収容される施設、すなわち配役受刑者の収容施設として廂に設置された牢なのである。しかしそうだとしても、この判語が示しているのは配役受刑者収容施設の存在だけであって、そこに配役受刑者が現存したことではないのであるから、これによつてただちに配役執行の現実性を確認することはできない。

第二例は、『清明集』卷一〇、人倫門、孝、孝於親者當勸不孝於親者當懲

今忽ち百姓吳拾の妻阿林と共に其の子吳良聰の不孝を憇えたるに拋り、再三審問したるに、具に其の詳を言えり。……吳良聰の罪は極刑に該るも、姑く与に軽きに従い、脊に杖うつこと二十、髪を髡り、拘役一年。仍お市に就きて引断す。

である。真徳秀のこの判語は、吳拾と阿林の夫妻に不孝の廉で訴えられた息子の吳良聰が、極刑を適用されるべ

論 説

三〇二

きどころ軽きに従つて死一等を減じられ、市で脊杖二十を執行、髡髮のうえ、拘役一年とされたものである。この事件は、真徳秀が嘉定一〇年（一二二七）に知泉州に着任した折の布告文である、真徳秀『真西山政訓』知泉州日諭州県官僚、崇風教、『清明集』巻一、官吏門、申儆、勸諭事件於後、崇風教

嘉定十年任に到り（到任、清明集は至に作る）、五事を以て民に諭す。其の一に謂く、人道の先にする所は、孝弟に如くはなし。編民中に能く父母に孝たり、兄長に弟たり、性行の尤異なる者あれば、所属は詳に採訪を加え、其の実を以て州に上り、優に賞勸を加えん。或は身は子職に居るに、侍養に闕けるあり、或は父母は堂に在すに、別に私財を蓄え（別、清明集は則に作る）、或は分を犯して陵忽し、長幼の倫を顧ず、或は利に因りて忿争し（忿、清明集は分に作る）、遽に骨肉の訟を興す。凡そ此の若き者は、皆な常刑あり。……又た百姓吳十の妻と同に子吳良聰の不孝を憚えたるに拋り、審問して实を得たれば、脊を市に杖うち、髪を髡り居役せしむ。其の他の勸懲、大率ね此の類し。今各県の知佐に請うらくは、勤めて訪問を行い、如し民間に孝友篤至の人あれば、保明して州に申し、特に褒表を加えんことを（特、真西山政訓は待に作る）。其れ父母に悖逆し、尊長を凌犯し、父兄の懃うる所と為る者あれば、宜く至恩の大義を以て諄諄勸曉すべし。苟も能く悔過すれば、姑く自新を許せ。之に教うるも従わざれば、即ち懲治を加え、甚しき者は州に解りて施行せよ。庶幾くは愚俗を儆むべきことを。

にも引用されているから、嘉定一〇年以前に発生したものである。吳良聰にどのような不孝の実跡があつたのかは解らないが、父母への加害に対する唐律の法定刑は罵れば絞、殴れば斬(66)であるから、それだけで「罪は極刑に該る」ことになる。それでは苛酷であるとして一等を減すれば流三千里であり、これを折杖法によつて読み替え

れば脊杖二十と配役一年である。吳良聰は『清明集』卷一〇では「杖脊二十、髡髮、拘役一年」、『真西山政訓』と『清明集』卷一では「杖脊于市、髡髮、居役」を執行されている。ここには折杖法による刑の読み替えが示されているだけではなく、何よりも居作一年という配役の執行が確認される。さらに、吳良聰が執行された脊杖—髡髮—居役という刑の執行の手順は、前掲断獄令②に規定された決杖—髡髮—去巾帶—居作という配役の執行手続とほぼ一致する。前掲断獄令②は空文規定ではなく、現実に施行されていたのである。

判語の第二例は南宋後半期における配役執行の現実性を明確に示している。これと相俟てば配役受刑者收容施設の存在を示す第一例も配役執行の現実性の間接証拠となるのである。

おわりに

慶元勅令格式の諸規定は配役執行を前提として作成されており、これらを根拠として配役不執行説を主張することはできない。そして、辻氏によつて示された北宋前半期の三例のほかに、南宋後半期の判語にも配役執行の現実性を示す史料を見出すことができる。これによつて配役不執行説は根拠を失い、配役執行説の正当性が確認できたものと思われる。だが、慶元勅令格式の諸規定だけを根拠に配役執行の現実性を主張することはできないし、配役執行の現実性を示す史料はあまりにも少い。宋代を通じた配役執行を確實に示すにはなお一層の史料探索と考察を必要とすることは言うまでもないが、今後の課題とせざるをえない。

〔凡例〕引用文中の〔 〕内は原註、（ ）内は特記なき限り筆者註を示す。文献の略号は以下のとおり。『雑記』||『建
宋代配役考

論 説

三〇四

炎以来朝野雜記』。『事類』||『慶元條法事類』。『清明集』||『名公書判清明集』。『宋会要』||『宋会要輯稿』。『長編』||『統資治通鑑長編』。『要錄』||『建炎以来繫年要錄』。『唐律疏議訳註I』||『律令研究会編』訳註日本律令五。『唐律疏議訳註篇』I (東京堂出版、一九七九年一〇月)。川村「主刑考」||川村康「宋代主刑考」(『法と政治』四八卷一号、一九九七年三月)。滋賀「刑罰の歴史」||滋賀秀三「刑罰の歴史——東洋——」(莊子邦雄・大塚仁・平松義郎編『刑罰の理論と現実』岩波書店、一九七二年二月)。戴「官品令」||戴建国「天一閣藏明抄本『官品令』考」(『歴史研究』一九九九年三期)。辻「流刑と配役」||辻正博「宋代の流刑と配役」(『史林』七八卷五号、一九九五年九月)。仁井田「刑罰体系」||仁井田陞「支那に於ける刑罰体系の変遷——特に自由刑の発達——」(『法学協会雑誌』五七卷三号・四号・五号、一九三九年三月・四月・五月)。のち、「中国における刑罰体系の変遷——とくに『自由刑』の発達——」と改題、『中国法制史研究』刑法(東京大学出版会、一九五九年八月に収録。引用は後者による)。宮崎「裁判機構」||宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構——元典章成立の時代的・社会的背景——」(『東方学報』京都二四冊、一九五四年二月)。のち、『アジア史研究』第四(東洋史研究会、一九六四年一一月、『宮崎市定全集一一宋元』岩波書店、一九九二年四月に収録。引用は全集による)。

- (1) 配役の「配」には労役刑の執行という意味があり(『唐律疏議訳註I』一四四頁註²)、仁井田陞氏も「流刑は三年等、そしてともに役一年と脊杖十九(宋史刑法志では二十嘉業堂本刑統では二十)ないし十七を併科し、加役流は役三年と脊杖二十とを併科するものであった」(仁井田「刑罰体系」一二四頁。()内は原註)と述べているから、配役という刑名は「役」と称するのが正しく、折杖法の本文も「加役流は脊杖二十を決し、役三年を配す。流三千里は脊杖二十を決し、役一年を配す。流二千五百里は脊杖十八を決し、役一年を配す。流二千里は脊杖十七を決し、役一年を配す」と訓読するのが正しいのであろう。しかし、現在では配役という名称が學術上定着しているので、本稿でもこの名称を使用する。
- (2) 仁井田「刑罰体系」一二三一七頁、宮崎「裁判機構」一四四一七頁。これ以外の配役に言及する研究については、

辻「流刑と配役」一二三二頁註⑪を参照。

(3) 「宋代において、臀杖・背杖とこの編配とが最も普通の刑罰であった。確かに、唐代以来の居作という方式の強制労働が、流刑の読替えとして建前の上では残っていた。その執行方法について定めた宋代独自の条文も見出される。それは概ね唐令の規定を踏襲してはいるが、婦人には居作を課さないこととしている点などは唐令と異なる。しかし他面に、宋の勅——それは部分的にしか伝存していないが——を見ると、しかじかの罪が律に照らして流に当るならば、これを編配に処する旨を定めている箇条が少なくない。そして、流犯が編配に処される場合には居作を免除するという一箇条がある。かような勅の規定によつて、流の折杖法による読替えがそのまま適用されることは殆んどなくなつていたのでないかと考えられる」(滋賀「刑罰の歴史」一〇三二頁)。

(4) 辻「流刑と配役」。

(5) 「流刑に代替されるべき配役は、実は編配との関係上必ずしも実行されていたとは考えられない」(川村康「宋代折杖法初考」(『早稲田法学』六五巻四号、一九九〇年一二月)八三頁)、「『長編』、『宋会要輯稿』……などの史料においては、脊杖二十配役三年が科せられるべき場合にもおおむね杖の執行後には編配が科されており、現実に配役が行われた事例は未だ見出せない」(同書九〇頁註(32))。

(6) 『法制史研究』四六号、一九九七年三月、二七六一七頁。

(7) 辻「流刑と配役」一二三二一三頁。

(8) 滋賀「刑罰の歴史」一一六頁註(31)。

(9) 滋賀「刑罰の歴史」一一六頁註(31)、仁井田「刑罰体系」一二三二頁註(3)。前者について、辻氏は『宋史』刑法志には節略があることを理由に『長編』卷二一四、神宗、熙寧三年八月戊寅(二一日)を引く(辻「流刑と配役」一三五頁、一三九一四〇頁註⑯)が、本稿では滋賀氏の挙例に従う。

(10) 辻「流刑と配役」一二五頁。

(11) 同前。()内は原註。

宋代配役考

論 説

三〇六

- (12) 同前。(一) 内は原註。
- (13) 辻「流刑と配役」一三三六頁。
- (14) 滋賀「刑罰の歴史」一〇三頁。
- (15) 滋賀「刑罰の歴史」一一五頁註(28)、一一六頁註(30)。
- (16) 辻「流刑と配役」一三四頁。
- (17) 『唐律疏議訳註 I』一四四頁註2。
- (18) 辻「流刑と配役」一三九頁註⑩。
- (19) 滋賀「刑罰の歴史」一〇三頁。
- (20) 慶元名例勅(『事類』卷七五、刑獄門五、編配流役)「諸そ罪を犯し応に編管すべき者は、將校は奏裁。兵級・刺面人は降配。婦人の応に編配すべき者は、並に免ず【本条、編管を指定せる者は、非たり】」には配軍と編管を包括する「編配」の語が使われている。両者を包括するのであれば前掲名例勅①にもこの語が使われているはずである。
- (21) 辻「流刑と配役」一三五頁。
- (22) 辻「流刑と配役」一三四頁。
- (23) 川村「主刑考」三六四頁、三八四頁註(39)。
- (24) 滋賀「刑罰の歴史」一〇二頁。
- (25) 辻「流刑と配役」一三四頁。辻氏の結論は妥当であるが、そこに至る論証の根底となる、配軍が五刑を読み替えた刑であるとの認識は正しいとは言えない。宋代では、配軍・編管・羈管は五刑外の刑罰体系として成立し、五刑系統の刑罰と適宜組み合わされて規定・適用されていた。その理由については、川村「主刑考」を参照。
- (26) 『事類』卷九、職制門六、饋送、卷一〇、職制門七、舍駅、卷一三、職制門一〇、理賞、卷一四、選舉門一、薦舉、總法、卷三七、庫務門二、給納、卷四七、賦役門一、受納稅租、匿免稅租、卷七五、刑獄門五、驗屍、卷八〇、雜門、出挙債負(いづれも旁照法)にも全部または一部が掲げられる。

- (27) 滋賀「刑罰の歴史」一一六頁註(29)。
- (28) 慶元勅の執行刑を算出する際の折杖法は、流刑・徒三年・杖一百については建隆四年法、それ以外の徒杖笞については政和八年（一一一八）法が適用される。その理由については、川村康「政和八年折杖法考」（杉山晴康編『裁判と法の歴史的展開』敬文堂、一九九二年五月）を参照。
- (29) 滋賀「刑罰の歴史」一〇三頁。
- (30) 『事類』卷七、職制門四、監司巡歷、卷九、職制門六、饋送、卷一七、文書門二、毀失、卷二八、權禁門一、酒麴、卷二九、權禁門二、私錢博易、卷三三、財用門三、点磨隱陷、卷三七、庫務門二、勘給、卷四七、賦役門一、受納稅租、卷五一、道稅門一、雜犯、卷七九、畜產門、殺畜產（いづれも旁照法）にも掲げられる。
- (31) 慶元勅の贓額は、唐律の一部改正規定では唐律と同様に絹疋、唐律の全部改正規定または新設規定では銅錢によつて規定される。
- (32) 神臂弓は、いしゆみ。洪邁『容齋三筆』卷一六、神臂弓に「神臂弓は弩の遺法より出づるも、古には未だあらざるなり。熙寧元年（一一〇六八）、民李宏、始めて之を献じて内に入る。副都知張若水、旨を受けて弓弩を料簡するに方り、取りて以て進む。其の法、槧木を以て身と為し、檀もて弦と為し、鉄もて蹬子鎗頭と為し、銅もて馬面牙發と為し、麻繩札絲もて弦と為す。弓の身は三尺有二寸、弦長は二尺有五寸、箭木羽長は数寸。二百四十餘歩を射て、榆木に入ること半筈。神宗、試を閲し、甚だ之を善みす。是に於て行用し、而るに他弓矢の能く及ぶなし」とある。
- (33) 北宋における配役執行の内容は辻氏によつて充分に検討されている（辻「流刑と配役」一四一―一五頁）ので、本稿では畳説しない。なお、寧波の天一閣が所蔵する『明抄本官品令』は実は北宋天聖令二八九条と附録唐令二三三条からなり、田令・賦役令・倉庫令・厩牧令・關市令・捕亡令・医疾令・假寧令・獄官令・營繕令・喪葬令・雜令が残存しているという（戴「官品令」七六頁）。北宋における配役執行の内容についても、この天聖令に基づいて再検討がなされるべきであるが、本稿執筆時点では公刊されていないので、註に記すに止める。
- (34) 『事類』卷七五、刑獄門五、移鄉にも一部が掲げられる。慶元名例勅③は、唐名例律二六条「諸そ死罪を犯し、十

論
説

三〇八

悪に非ずして、祖父母父母の老疾して応に侍すべきに、家に期親の成丁なき者は、上請。流罪を犯したる者は、權に留めて親を養わしむ〔赦に会うも猶お流すに非ざる者を謂う〕。赦の例に在らず「仍お同季の流人に準じ、未だ上道せざるに、限内に赦に会いたる者は、赦原に従う」。課調は旧に依る。若し家に進丁あり、及び親終りて期年たる者は、亦則ち流に従う。程を計りて赦に会う者は、常例に依る。即し配所に至りて応に侍すべきに、合に居作すべき者は、亦た親終りて期年にして、然る後に居作するを聽す」の改正規定である。唐律では祖父母父母が老疾にして侍養すべきであるのに戸内に成人男性がない場合には流刑受刑者はほかに成人男性があらわれるか、祖父母父母の死後一年を経過するまでは流刑の執行を停止されるが、慶元勅では居作は免除される。脊杖の打数については規定がないが、前掲名例勅①と同様に脊杖二十とされたと思われる。

(35) この部分を辻氏は原文を改めずに「口食を給し、二十日外居作し」と訓読しているが「二十日外」の意義については解説しない(辻「流刑と配役」一三六頁)。本稿では、「外」は「升」の誤り、「日」と「貳」が転倒して「拾」が誤入されたと解し、原文を改める。

(36) 滋賀「刑罰の歴史」一一五—六頁註(28)。

(37) 辻「流刑と配役」一三六頁。

(38) 唐代の徒刑が「病気になればやはり休暇が与えられるが、これは刑期に算入されず、恢復後に、休んだだけの日數を余計に服役しなければならない」(滋賀「刑罰の歴史」一〇〇頁)ことと同一である必然性はない。

(39) 慶元詐偽勅における配役と編配の区別については、辻「流刑と配役」一三六頁、一四〇頁註¹⁸⁾¹⁹⁾²⁰⁾を参照。

(40) 前掲断獄令②・給賜格・假寧格については、辻「流刑と配役」一三六頁、一四〇頁註¹⁸⁾¹⁹⁾²⁰⁾を参照。

(41) 辻「流刑と配役」一三三頁。

(42) 辻「流刑と配役」一三六頁。

(43) 宋勅において「配流」という語は唐律と同じく「流刑を執行する」ことである。ただ、流刑は脊杖と配役に読み替えて執行され、脊杖は配役執行のための護送の前に執行される(前掲断獄令①)のであるから、部送される「配流

人」は配役執行のために護送される者を意味することになる。

(44) 配役受刑者が逃亡した場合の護送者の処分に関する規定には、前掲捕亡勅②のほか、慶元捕亡勅(『事類』卷七五、刑獄門五、部送罪人)「諸そ已に決せらる配流・編管・羈管・移郷人を部送して、逃亡を故縦したる者は、人の告するを許す。其れ同に犯して従たる人は、若し事未だ発露せずして、能く自ら首陳したれば、縦す所の囚未だ捕得せられずと雖も、亦た罪を原すを聽す」などがある。逃亡の刑における配役受刑者と配軍受刑者の区別については、辻「流刑と配役」一三六頁、一四〇頁註②を参照。

(45) 辻氏は北宋前半期における配役受刑者服役施設として作坊、忠靖指揮、六軍指揮、八作司、窯務、河北の屯田などを掲げていて(辻「流刑と配役」一四二一四頁)が、天聖獄官令一四条「諸そ罪を犯して應に居作を配せらるべき者は、在京は東西八作司に分送し、外州に在る者は、当處に供す」(戴「官品令」七二頁)によれば在京では八作司、外州では当該州で服役したことになる。なお、編配受刑者を管理する名簿の書式は、慶元断獄式の編配人籍冊(『事類』卷七五、刑獄門五、編配流役)に遺されている。

(46) 辻「流刑と配役」一三八頁、一四一頁註⑨～⑩。

(47) 辻「流刑と配役」一三七頁。() 内は原註。

(48) 宋は乾德三年(九六五)に後蜀を滅ぼし、蜀を支配下に収めた。蜀は鉄錢の通用地であり、当初は銅錢と鉄錢の併用を認めたが、開宝三年(九七〇)に鉄錢本位制に切り替えた。しかし太平興國四年(九七九)に銅錢入蜀の禁を解き、翌五年(九八〇)から、一年目に銅錢一対鉄錢九、二年目に銅錢二対鉄錢八、三年目に銅錢三対鉄錢七というように銅錢の比率を増加し、十年目で銅錢の強制通用を完成させる計画が実施された。これは現実には、従来鉄錢納であった租税・課利の一割の銅錢納化を意味した。しかし、租税・課利の銅錢納の際に使用された換算比率は、従来の公定比率銅錢一対鉄錢四から、六年(九八一)には銅錢一対鉄錢十、さらに銅錢一対鉄錢十四にまで高騰し、結局この計画は三年目に停止された。この間計画の遂行者である范祥らに悪評が立ち、計画停止とともに処罰されたのである(宮崎市定『五代宋初の通貨問題』(星野書店、一九四三年一一月。のち、『宮崎市定全集九 五代宋初』岩波書

論 説

三一〇

店、一九九二年一一月に収録。引用は後者による)一二九一(二八頁)が、「実は、この事件は背後で「権臣」が糸を引いていたらしく……、御史台の判決も決して公正とは言い難いものであると当時から思われていた」(辻「流刑と配役」一四〇頁註²⁶)。

(49) 前掲職制律五〇条により、乞取の法定刑の上限は受所監臨財物の法定刑の上限である流二千里に一等を加えた流二千五百里である。強乞取は監主受財枉法(同四八条)に準論であるから、法定刑の上限は流三千里である。

(50) 辻「流刑と配役」一三七頁。

(51) 唐断獄律一五条「是れ監臨主司たると雖も、法に於て合に行罰すべからず、及び前人合に捶拷すべからずして捶拷したる者は、鬪殺傷を以て論ず。死に至る者は加役流」。

(52) 辻「流刑と配役」一三七十八頁。

(53) 『宋会要』一〇四冊、職官七六、収叙放逐官一、端拱元年正月一七日籍田赦書「應諸そ貶降せられたる官の未だ量移せざる者は、量移を与う。已に量移したる者は、復資を与う。已に復資したる者は、叙用を与う。除名・免官・免所居官及び停見任永不与官の人は、並に刑部にて状を投じ、元犯を具して旨を取れ」。『長編』卷二九、太宗、端拱元年正月乙亥「上、東郊に於て親ら先農に饗し、后稷を以て配し、遂に籍田を耕す。始め三推し、有司は礼畢れりと言えり。上曰く「朕の志は勸農に在り。千畝を終る能わざるを恨む。豈に止だ三推を以て限りと為さん」と。耕すこと數十歩にして、侍臣固請したれば、乃ち止む。還りて乾元門に御し、大赦して改元す。民の年七十以上の徳行ありて郷里の宗とする所と為る者は、爵一級を賜う」。『宋史』卷五、太宗紀二、端拱元年正月乙亥「親ら籍田を耕し、還りて丹鳳樓に御し、大赦して改元す。十惡、官吏の贓を犯し、人を殺すに至りたる者は赦さざるを除くの外、民の年七十以上は爵一級を賜う」。

(54) 辻「流刑と配役」一三八十九頁。

(55) 唐賦盜律四条「諸そ叛を謀りたる者は、絞」。

(56) 唐名例律四二条「諸そ共に罪を犯したる者は、造意を以て首と為す。隨從したる者は一等を減ず」。

(57) 慶元名例勅（『事類』卷五〇、道糸門一、総法）「諸そ僧道、財物を盗み、詐り、恐喝し〔未だ得ざる者は同じ〕、若くは賭博、及び故に人を殴傷し、並に罪を避けて逃亡したるを犯し、或は私罪徒・公罪流、並に編管を犯し、及び再び私罪杖を犯したれば〔赦の前後を以てせず〕、並に還俗」と同様の規定であろう。

(58) 慶元名例勅（『事類』卷七三、刑獄門三、決遣）「諸そ罪人、情軽くして法重く、情重くして法軽ければ〔応に笞杖罪に断ずべき者は、非たり〕、奏裁」と同様の規定であろう。

(59) 小分は、禁軍および廂軍において、毎年の揃選（戦闘能力の検定試験）に失格し、あるいは病氣休暇が百日以上にのぼるなど、老弱殘疾の兵士を収容した部隊。軍俸は正規兵の半額とされ、輜重兵などに充てられた（王曾瑜『宋朝兵制初探』中華書局、一九八三年八月、二三七一八頁）。慶元斷獄勅（『事類』卷七五、刑獄門五、編配流役）「諸そ應に配すべくして征役に任えざる者は、小分に配す〔元と諸軍に非ずして小分に任えざる者は、鄰州に編管す〕」は、兵役に耐えられない配軍受刑者は小分に収容すると規定している。

(60) 辻「流刑と配役」一三六一七頁。

(61) 辻「流刑と配役」一四六頁。

(62) 『周礼』秋官、司寇、大司寇「大司寇の職。……園土を以て罷民を聚教す。凡そ人を害いたる者は、之を園土に實てて職事を焉に施し、明刑を以て之を恥かしむ。其の能く改めたる者は、中國に反すも、齒せざること三年。其の改めること能わざして園土を出でたる者は、殺す」。同、司圜「司圜。罷民を収教するを掌る。凡そ人を害いたる者は、冠飾せしめずして明刑を焉に加え、之に任すに事を以てして之を収教す。能く改めたる者は、上罪は三年にして舍て、中罪は二年にして舍て、下罪は一年にして舍つ。其の改めること能わざして園土を出でたる者は、殺す。出でたると雖も、三年歯せず。凡そ園土の人を刑するや体を虧たず、其の人を罰するや財を虧たず」。

(63) 配役受刑者は配軍受刑者とともに廂軍で雜役に服することもあつたが、兵士としての身分を有しない配役受刑者は配軍受刑者とは食糧の給与など様々な面で処遇が異っていた（辻「流刑と配役」一四二一五頁）のであるから、配役受刑者が兵營とは別の施設に収容され、その施設が廂牢と呼ばれたとも考えられる。

論 説

三二二

(64) 地方都市では邸店などで代用するところもあつた。曾我部静雄『中国及び古代日本における郷村形態の変遷』(吉川弘文館、一九六三年三月) 四六五—八頁、梅原郁訳注『名公書判清明集』(同朋舎出版、一九八六年二月) 六頁註(9)を参照。

(65) 宮崎「裁判機構」一五六—七頁、滋賀「刑罰の歴史」一〇三頁。

(66) 唐鬪訟律二八条「諸そ祖父母父母を詈りたる者は、絞。殴りたる者は、斬」。

〔附記〕 本稿の作成にあたり、北山俊哉、佐立治人、中村正人、平田茂樹の各氏からご教示とご助力を得た。厚く謝意を表する。